



生物多样性公约

Distr.
GENERAL

UNEP/CBD/COP/10/DEC/X/14
29 October 2010

CHINESE
ORIGINAL: ENGLISH

生物多样性公约缔约方大会
第十次会议
2010年10月18日至29日，日本名古屋
议程项目 4.3(f)

生物多样性公约缔约方大会第十次会议通过的决定

X/14. 撤回决定

缔约方大会，

1. *决定* 维持在一项决定通过后八年就决定的撤回问题进行审查的间隔；
2. *请* 执行秘书拟订向缔约方大会第十一届会议提交的关于撤回第七届会议上所作决定和决定内容的提案，并至少在第十一届会议召开六个月之前向各缔约方、各国政府和相关国际组织通报这些提案；
3. *决定* 撤回本决定附件所列第五届和第六届会议上通过的决定和决定内容。
4. *请* 执行秘书继续在秘书处网站上保留所有决定全部案文和同时说明哪些决定和决定的内容已被撤回的做法。

附件

可以撤回的缔约方大会第五届和第六届会议通过的决定和决定内容

缔约方大会第五届会议决定

第 V/1 号决定

第 V/2 号决定，第 1、3-8 段

第 V/3 号决定

第 V/4 号决定，第 1-20 段和附件一

第 V/5 号决定，第 1-2、8 段、20-21 和 28-29 段

为尽可能减少秘书处工作的环境影响和致力于秘书长提出的“不影响气候的联合国”的倡议，本文件印数有限。请各代表携带文件到会，不索取更多副本。

第 V/6 号决定，第 4-5 段

第 V/7 号决定，第 1-3、5 段

第 V/8 号决定，第 3-5、13、15-16 段

第 V/9 号决定，第 2-4 和 6 段

第 V/10 号决定

第 V/11 号决定，第 2-3、7-8 和 17 段

第 V/12 号决定

第 V/13 号决定，第 1 段

第 V/14 号决定

第 V/16 号决定，第 6 和 8-9 段

第 V/17 号决定，第 1-3、5 和 7 (c) 和 (d) 段

第 V/18 号决定

第 V/19 号决定，第 2-4 和 8 段

第 V/20 号决定，第 4、6、10-17、23、27-28、29 (b) 和 (e)、30-33 和 37-40 段

第 V/21 号决定，第 1 和 6-11 段

第 V/22 号决定，第 1-5、9、11-17、19 和 21 段

第 V/23 号决定，第 6-9 段

第 V/24 号决定，第 1-3 和 7 段

第 V/25 号决定

第 V/26 A 号决定，第 15 段

第 V/27 号决定

第 V/28 号决定

第 V/29 号决定

缔约方大会第六届会议决定

第 VI/1 号决定，第 1-5 和 7 段

第 VI/2 号决定，第 1-3 和 5 段

第 VI/4 号决定

第 VI/5 号决定，第 4-6、14-15、17 和 21 段

第 VI/6 号决定，第 1、3 和 6 段

第 VI/8 号决定，第 2 和 8 段

第 VI/10 号决定, 第 1、4、6-9、12-19、22、25 和 28 段

第 VI/11 号决定, 第 1 段

第 VI/13 号决定, 第 1-5 段

第 VI/14 号决定

第 VI/15 号决定, 第 1 和 5-7 段

第 VI/16 号决定, 第 1-4 和 11 (g) 段

第 VI/17 号决定, 第 1、9 和 11 段

第 VI/18 号决定

第 VI/19 号决定, 第 4 段

第 VI/20 号决定, 第 2-3、14-18、28、31 和 37 段

第 VI/22 号决定, 第 1-8、19 (a)、(b)、(d) 和 (f)、26-27、41-43 和 45 段

第 VI/23 号决定, 第 9 和 32 段

第 VI/24 A 号决定, 第 1 和 8 段

第 VI/24 B 号决定, 第 1-2 和 6 和 8 段

第 VI/24 D 号决定, 第 8 段

第 VI/25 号决定, 第 1-4、7 和 10 段

第 VI/26 号决定, 第 1 和 4 段

第 VI/27 A 号决定, 第 9 和 13 段

第 VI/27 B 号决定, 第 1-11 和 16-19 段

第 VI/28 号决定

第 VI/29 号决定, 第 1-3、5、7-8 和 10-29 段

第 VI/30 号决定

第 VI/31 号决定

第 VI/32 号决定
